## (お知らせ) 在外選挙人名簿への登録について

## ポイント:

○在外選挙人証未取得の方は、在外選挙人名簿への早期登録をおすすめします。

在外選挙人名簿への登録申請から、在外選挙人証の受領までには、日本における直近の居住地の自治体によりますが、およそ2ヶ月程度を要しますので、早めの登録をおすすめします。

なお、登録資格は以下のとおりです。

- (1)満18歳以上の日本国民であること。
- (2) 海外に3か月以上継続居住していること。

住所を選挙管轄している在外公館の管轄区域内に引き続き 3 か月以上お住まいの方。ただし、3 か月未満の時期でも申請はできます。

(3) 在外選挙人名簿に未登録であること

また、在外選挙の投票方法には次の3通りがあります。

- (1) 在外公館投票(大使館内に設置した投票所にて投票を行うもの)
- (2) 郵便投票(御自分で登録先の選挙管理委員会から投票用紙を取り寄せ、記入済み投票用紙を選挙管理委員会宛に郵送するもの)
- (3) 国内投票(一時帰国の機会を利用して、本邦国内において投票を行うもの)

参考:当館ホームページ 在外選挙

(https://www.botswana.emb-japan.go.jp/itpr\_ja/ryoji\_senkyo.html)

## 在ボツワナ日本国大使館 領事部

住所:4th Floor Barclays House,Plot 8842,Khama Crescent,Gaborone,Botswana

開館時間:8:30-12:00 14:00-16:30

電話: (+267) -391-4456